#### 文化庁長官 様

# 北海道博物館協会学芸職員部会 部会長 澤 田 健 印

博物館法改正にかかる会員意見の集約について

日頃より博物館行政の推進にご尽力賜りますこと深く敬意を表します。

当会では、令和3年2月2日に設置された文化審議会博物館部会「法制度の在り 方に関するワーキンググループ」の6回に及ぶ議論を注視するとともに、博物館法 改正議論を学ぶ学習会を3回にわたって開催してまいりました。

このたび、3回の学習会を終え、会員から別記のとおり意見が寄せられましたので取りまとめの上、提出いたします。今後の博物館法改正に向けた作業につきまして、当会会員の切なる思いをお汲み取りいただければ幸いです

記

# 1 博物館の理念・定義について

- (1) 博物館の基礎的業務である資料収集、資料保存、調査研究が担保される ことを前提とし、その上に情報発信や普及活動、観光利用が展開することを整理 し、法の理念として明記すること。
- (2) 乱用される「博物館」の名称やイメージの整理をはかり、国際社会で通用するMuseumとしての位置付けを確立して、「博物館」の機能、組織、あり方について、設置主体がどのようなものでも共有できる「博物館であれば最低限備えていなければならない条件」を法に明記すること。
- (3) 全ての博物館が、ICOMの博物館職員倫理規定にしたがって、専門職として独立性をもって職務にあたれるよう、法律的に明記すること。

### 2 学芸員資格について

- (1) 学芸員資格は業務遂行条件(採用条件)として社会的に広く認知されている現状を踏まえ、登録博物館学芸員以外の有資格者に対する称号資格「博物館士」等を創設すること。
- (2) 登録博物館における学芸員の配置定員を明記するとともに、常勤職員としての任用を法制化すること。
- (3) 専門的な教育を実施しえない短期大学での養成課程は廃止すること。

#### 2 登録制度について

- (1) 認証は、全ての館を同じ指標・基準で評価するのではなく、「大規模館」「中規模館」「小規模館」のように博物館の規模や設置母体の規模による段階化された認証基準を設けること。
- (2) 認証の共通基準は、収蔵資料の管理体制、紀要・年報類の発行状況とその品質、資料に関する調査の実施状況、博物館資料を利用した学習機会の提供等、

博物館活動の実態を示す指標を採用すること。

- (3) 新たな認証基準は一定期間後の再調査によって更新されるものとすること。
- (4) 認証にかかる評価指標として「来館者数の多さ」「収益」「論文の数」のような数値目標を一律に用いるのではなく、「コレクションの傾向と収集の独自性・妥当性」、「収蔵庫の確保と展示環境の確保」、「職員の配置」等の定性的な評価基準も指標とすること。
- (5) 登録博物館における学芸員の配置を義務化すること(「ねばならない」 規定とすること)。
- (6) 館長の要件を厳格化し、学芸員又は博物館施設での経験を積んだ知見を有する者とすること。
- (7) 教育機関の長である館長の独立性について、少なくとも現在の小中学校長と同程度の独立性を法に明記すること。

### 3 登録制度と連動した振興策

- (1) 文化庁の各種助成事業は安定的な博物館活動の促進に資する事業が少ないことから、新規性、時事を追うだけでなく博物館基盤の強化につながる財政的支援を制度化すること。
- (2) 博物館を科学研究費補助金を申請できる研究機関とし、登録博物館の学芸員は研究者番号を付与すること。「上級学芸員」等を創設するなら、「上級学芸員」のみ研究者番号を付与する等の差別化もあり得るところである。
- (3) 市町村の博物館の地方交付税措置について、3月分特別交付税から普通交付税に移管すること
- (4) 博物館を保有することによる地方交付税、補助金、研究費配分など財政措置を制度化すること。
- (5) 博物館出版物の「第四種郵便 学術刊行物」への適用等、博物館資料の輸送に関する減免・割引制度を導入すること。
- (6) 理科教育振興法など、現在学校に適用されている教材割引などの適用範囲を博物館にも拡大すること。
- (7) 著作権法にもとづく著作権制限行為の対象に、図書館と同じく博物館を加えること。

## 4 その他

公立博物館の設置者として「特別地方公共団体」を明記すること。